

# 平成28年教育委員会第3回臨時会会議録

開会日時 平成28年 3月31日 午前 11時00分

閉会日時 同 上 午後 0時 5分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 天宮 久嘉  
同職務代理 日高 芳一  
委員 杉浦 容子  
委員 塚本 亨  
委員 竹高 京子  
教育長 塩澤 雄一

## 議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・施設整備担当課長	長南 幸紀	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・統括指導主事	駒崎 彰一
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	小曾根 豊	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

## 書 記

・企画係長 齊藤 正幸

開会宣言 委員長 天宮 久嘉 午前 11時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 天宮 久嘉 委員 日高 芳一 委員 塩澤 雄一  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 11時00分

○委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、日高委員と塩澤教育長にお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。本日は議案等が12件、報告事項等が6件、その他が3件ございます。

まず、初めに議案第16号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」につきまして上程いたします。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、議案第16号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由をごらんください。教育委員会事務局の組織改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

それでは1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。まず初めに、第2条と第4条に記載がございます「施設整備担当係」を「学校施設整備担当係」に、第3条8項に記載してございます「施設整備担当課長」を「学校施設整備担当課長」に変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 質問ではございませんけれども、既に、過日の当委員会においてご説明のあった、組織改編ということでございますので、問題ないという判断をいたします。

以上です。

○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第16号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第16号につきましては、原案のとおり可決といたします。

では、続きまして、議案第17号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 議案第17号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則

の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。非常勤職員の報酬の額を改めるほか、所要の改正をする必要がある  
ので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。別表第1の関係でございます。  
まず、区立の学校産業医から学校栄養士指導員までそれぞれ月額報酬を引き上げるもので  
ございます。また、「教育心理専門相談員」の名称を「心理専門員」に改めるとともに、1枚おめ  
くりいただきまして、新たに「主任心理専門員」を創設するとともに月額報酬を定めます。さ  
らにスクールソーシャルワーカーに「主任スクールソーシャルワーカー」を定めるとともに、  
日額の報酬を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質  
問等ございますでしょうか。

杉浦委員。

**○杉浦委員** 規則の改正については、賛成です。感想を一言。

3ページの別表第3を見させていただきました。第2条関係ですが、非常勤職員の多さに改  
めて認識いたしました。学校は本当に多くの方々に支えられているのだということですね。そ  
れと同時に、学校長の責任または心配りが非常に大事で、大変ご苦労もおありだということも  
感じました。

**○委員長** そのほかよろしいでしょうか。

それでは、議案第17号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんで  
しょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長** 異議なしと認めまして、議案第17号は原案のとおり可決とさせていただきます。

続きまして、議案第18号「葛飾区立幼稚園の入園等に関する規則の一部を改正する規則」を  
上程いたします。

学務課長。

**○学務課長** それでは、議案第18号「葛飾区立幼稚園の入園等に関する規則の一部を改正する  
規則」についてご説明させていただきます。

まず、提案理由でございますけれども、行政不服審査法の改正に伴いまして、規定を整備す  
る必要があるため、本案を提出するものでございます。

次に、改正の内容でございますけれども、1枚おめくりいただきますと新旧対照表がござい  
ます。下線部が改正箇所となりますけれども、いずれもこれまで規則で定めておりました様式  
類を削除いたしまして、別途定めることとするものでございます。今般、行政不服審査法の改

正に伴いまして、行政処分に対する異議申し立て手続について、記載いたしました様式を改正する必要がございますけれども、これを機会に今後の様式改正の迅速化等を図るため、規則から様式の定めを除くものでございます。今後、第 12 条にございますように新たに様式等を定める設定を図ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**○委員長** ただいまのご説明に関しまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 18 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長** それでは、異議なしと認めまして、議案第 18 号は原案のとおり可決とさせていただきます。

続きまして、議案第 19 号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

**○指導室長** それでは、議案第 19 号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。

行政不服審査法の改正に伴い、規則の整備をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。第 9 条中の表記を削除し、第 16 条において別に定めると規定するものでございます。別に定める様式につきましては、別途要綱により定める予定でございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問ございますか。

塚本委員。

**○塚本委員** 基本的なご提案にそごを来すものではございませんけれども、ただいま 18 号でもございました行政不服審査法、いわゆる異議申し立て法というのでしょうか。それに抵触するようなケース、もしお答えられる範囲なのですが、本区でそういった事象があったのか、あるいはもともとそういった法律の改正に伴ってそれぞれ読みかえ規定というだけで、すんなり受けてよろしいのか教えていただきたいと思えます。

**○委員長** 学務課長。

**○学務課長** 異議申し立ての件ですけれども、行政処分ということで、今回は入園のほうに関

しますと、入園の通知、それから退園のときの手続、入園の取消しに関する通知というものに教示がされているわけですが、設立当初からのさかのぼりは把握しておりませんが、少なくとも近年でそういった事例は、それに対する異議申し立てはなかったと記憶してございます。

○塚本委員 ありがとうございます。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 済みません。内容については後ほどご報告させていただきます。昨年度は1件、異議申立てか審査請求がございまして、それに対処した事例がございましたので、詳しい中身は後ほどご報告をさせていただきます。また、別途要綱等で定めることについては、今まで規則で定めていたのですけれども、非常に事務的な内容ですので、規則でご審議いただくよりは、我々決裁というような形で定めたほうが適切だと考えることから実施するものでございます。

○塚本委員 決裁のときの迅速性に鑑みて、そのとおり遂行していただければと思います。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

杉浦委員。

○杉浦委員 先ほど室長のご説明の中に、教育委員会が別に様式を定めるというご説明がございましたが、一応4月1日から施行ということで、様式は統一して作成するという事ですね。

新たにいろいろな手法や課題が出てきたときは、教育長サイドで様式を作成するという認識でよろしいでしょうか。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 様式については説明させていただきましたけれども、それぞれ申請書等については、こういった形で申請をしてくださいという形で区民に統一的な書式を使っていただく必要があるから定めるものでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、法改正に伴う改正ですとか、あるいは宛先が変わったりとか、非常に事務的な内容が多いことから、私ども事務方にお任せいただきたいということで改正するものでございます。3月31日中に決裁をとりまして、4月1日から実施できるようにしたいと考えてございます。

○杉浦委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 そのほかよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第19号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは異議なしと認めまして、議案第19号は原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 20 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第 20 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明させていただきます。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

昨年 12 月に改正を行った年間 0.10 月分の加算分を、6 月に 0.05 月分、12 月に 0.05 月分に振り分け、6 月と 12 月に均等に割り振り支給するものです。また、再任用職員につきましては、0.05 月分の加算分を 6 月と 12 月に 0.025 月分に振り分け、均等に支給するものでございます。年間の総支給月数については変更ございません。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、議案第 20 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは異議なしと認めまして、議案第 20 号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 21 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第 21 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。

提案理由をごらんください。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

1 枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。地方公務員法の改正に伴い、これまで規則で定めるとしていた幼稚園教育職員給料表級別標準職務表が、幼稚園教育職員の給与に関する条例の別表として規定されたところでございます。本規定の改定につきましては、条例の改正に伴い標準職務表を規則で定める必要がなくなったことから削除するものでございます。

また、幼稚園教育職員の給与に関する条例において、新たに職員の降級が規定されることから、降格と降級が同日に行われる場合の給与の号給について規定するものでございます。

本案の改正内容につきまして、説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょ

うか。

それではお諮りいたします。議案第 21 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは異議なしと認めまして、議案第 21 号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 22 号「葛飾区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程」につきまして上程いたします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 議案第 22 号「葛飾区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程」についてご説明させていただきます。

提案理由をごらんください。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、幼稚園教育職員の職制上の段階の標準的な職を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

1 枚おめくりください。人事評価を能力評価と業績評価の両面から行うため、職員が発揮した能力の程度を評価する必要があることから、幼稚園教育職員の標準的な職を訓令として定めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 22 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは異議なしと認めまして、議案第 22 号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 23 号「葛飾区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程」を上程いたします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、議案第 23 号「葛飾区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程」についてご説明させていただきます。議案第 22 号と同様に、地方公務員法の改正に伴い改正を行うものでございます。

2 枚おめくりいただき 2 ページをごらんください。幼稚園教育職員が職務を遂行する上で発揮することが求められる標準職務遂行能力に関する規程を定めるものでございます。人事評価を能力評価と業績評価の両面から行うために、議案第 22 号により定めた標準的な職に応じた標準職務遂行能力を訓令として定めるものでございます。

本案につきまして、説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 23 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは異議なしと認めまして、議案第 23 号は原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 24 号「葛飾区立総合教育センター処務規程の一部改正について」を上程いたします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 議案第 24 号「葛飾区立総合教育センター処務規程の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由としまして、特別支援教育に係る窓口の一元化を図るほか、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものでございます。

2 枚おめくりいただき、新旧対照表をごらんください。改正案の第 2 条では、現行の「特別支援指導係」と「特別支援相談係」をあわせて「学校教育支援担当係」に変更いたします。第 3 条では、現行の二つの係の分掌事務を、学校教育支援担当係の一つにあわせ、さらに (9) 教育相談に関する事、及び (10) 適応指導に関する事を加えました。

また、第 5 条以降では、現行の「指導室長」を「学校教育支援担当課長」に変更いたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 24 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは異議なしと認めまして、議案第 24 号は原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 25 号「葛飾区郷土と天文の博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 議案第 25 号「葛飾区郷土と天文の博物館条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。

提案理由でございます。備付器具の使用料の使用単位の変更に伴い、備付器具の使用料を改めるほか、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものでございます。

昨年 12 月の第 4 回区議会定例会で、使用料改定を初めとした条例改正が可決されております。



条例の中では、備付器具の使用料につきましては上限額を定めており、具体的な額は規則で定めるものとなっておりますので、その額を定めるものでございます。

1枚めくっていただきますと新旧対照表がございまして、さらにもう1枚めくっていただきますと、新旧対照表別表第9条関係がございまして、こちらの右側のほうが改正後のもので、使用単位を細分化したことに伴って、それぞれの金額を別表のとおり定めるというのが一つでございます。基本的な額につきましては、従前のとおりで変わっておりません。

もう一つが、1枚お戻りいただきまして、新旧対照表の1ページ目、第6条のところでございますけれども、「使用の申請」の期日の第4号、第5号のところ、現行「1箇月前」とあるのを「2箇月前」、「2週間前」とあるのを「1箇月前」と改めたものでございます。

使用料の改正の時期が、平成28年10月1日でございますので、施行日といたしましては10月1日から。ただし、今、申し上げました第6条の改正規定は変更後の申請期日を踏まえて、2カ月前の8月1日から施行ということで考えたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。よろしいですか。

竹高委員。

**○竹高委員** ご説明ありがとうございます。この使用の申請についてですが、施設を利用した際に、1カ月前は厳しいなと感じていましたが、2カ月前になり、1カ月前になるという変更は喜ばしいことだと思います。

以上です。

**○委員長** そのほかよろしいでしょうか。

それでは、お諮りします。議案第25号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長** それでは、異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第26号「葛飾区教育資料館条例施行規則を廃止する規則」につきまして上程いたします。

生涯学習課長。

**○生涯学習課長** それでは、議案第26号「葛飾区教育資料館条例施行規則を廃止する規則」についてご説明させていただきます。

提案理由でございます。葛飾区教育資料館条例の廃止に伴い、葛飾区教育資料館条例施行規則を廃止する必要があるため、本案を提出するものでございます。

本日3月31日をもって、教育資料館につきましては公開終了ということになっておりま

す。その部分の条例は、昨年10月の第3回区議会定例会で可決されております。条例が廃止になりますので、その条例に伴います施行規則を廃止するものでございます。施行日は4月1日ということでやらせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かございますでしょうか。

それでは、お諮りします。議案第26号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長** それでは、異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第27号「教育委員会事務局職員の人事異動について」上程いたします。

庶務課長、お願いします。

**○庶務課長** それでは、議案第27号「教育委員会事務局職員の人事異動について」でございます。

提案理由をごらんください。教育委員会事務局職員の人事異動を行う必要があるので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、4月1日付の人事発令でございます。まず、部長級でございます。坂井福祉部参事が教育委員会事務局次長に転入されます。また、私のほうが庶務課長から教育委員会事務局参事に昇任することとなりますが、仕事としては下にございます統括課長級の発令、事務取扱を受けておりますので、引き続き庶務課長の仕事をさせていただくものでございます。

続きまして、課長級でございます。長南施設整備担当課長が学校施設整備担当課長、先ほど説明しました組織改正に伴う発令でございます。続きまして、現在、山崎生涯学習課・係長が昇任し、地域教育課長に。それから、鈴木誠都市整備部高砂・鉄道立体担当課長が中央図書館長に新たに転入してくるものでございます。

おめくりいただきまして、裏面をごらんください。続きまして、教育委員会からの転出者でございます。尾形地域教育課長が都市整備部の高砂・鉄道立体担当課長に転出するとともに、統括課長に昇任いたします。また、橋本中央図書館長が福祉部の介護保険課長にそれぞれ転出されるものでございます。

続きまして、教育委員会の退職者でございます。前田次長が退職をなされます。

続きまして、再任用の満了者でございます。教育委員会事務局の中島副参事が任期満了となりますが、※印にございますように、4月1日付で総合教育センターの嘱託員として引き続き発令をいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますか。

それではお諮りいたします。議案第 27 号について、可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、異議なしと認め、議案第 27 号は原案のとおり可決とさせていただきます。以上で議案等の審議を終了いたしまして、続きまして報告事項等に入らせていただきます。報告事項等 1 「平成 28 年度葛飾区各会計予算の審査について」、説明をお願いいたします。庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、予算審査特別委員会の第 4 分科会の各会派の意見について、主な項目に絞って説明させていただきます。

まず、自由民主党議員団から、ICTによるイノベーション創出事業、それから 2 行下にごございます学力伸び伸びプランなどの学力向上の取り組みについては充実することということでご意見をいただいております。

続いて、不登校対策については、教員を不登校対応のコーディネーターとして任命し、スクールソーシャルワーカーと連携して家庭訪問等に取り組むこと。

それから、続きまして、校庭の人工芝生化については効果的に実施することという意見をいただいております。

さらに、その次の行、幼保小連携教育についてはさらに充実すること。図書サービスカウンターについては、地区センターなど利便性の高い場所への設置を要望するというご意見でございます。

続きまして、葛飾区議会公明党からいただいた意見でございます。まず、特別支援教室、小学校全 49 校への設置等については評価するというところでございます。

続きまして、いじめ等で悩んでいる児童・生徒が相談している 24 時間受付可能な相談窓口として SNS を活用したアプリ開発導入を要望します。それから、人工芝生化の実施に当たっては、関係者の意見を聞きながら、その効果を検証し、よりよい学校づくりをということで二つの要望をいただいたところでございます。

次の行の後半でございます。かつしかっ子ブック事業については評価。ただ、読書ノート等を一緒に渡すことを要望するというご意見をいただいております。

下から 2 行目の後半部分でございます。図書サービスカウンター設置に関しては、地域の実情に合った利便性のよいサービスを求めますというご意見でございます。

続きまして、日本共産党葛飾区議会議員団からは、2 行目の後半でございます。返済不要の奨学金制度を実施すべきであると。それから就学援助については改善を求める。次の行、学校

改築については全校対象に早期に計画を立て実施すべきである。それから教育資料館については今後も生かしていくべきというようなご意見をいただいたところでございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、政策葛飾をごらんください。まず、最初にスクールソーシャルワーカーの増員と専門大学との具体的な連携を進めると。

続きまして、校舎等の改修経費でございますけれども、校舎の外壁改修等を優先的に改修を進めるべきであると。

2行あけまして、放課後子ども事業については、学童保育等のバランスをとることが重要。それから、次の行、東京都駅伝競走等のいい結果については、広報として区民へ発信すべき。キャプテン翼Cupの開催と成功は評価するというご意見でございました。

続きまして、民主党葛飾から、いじめ防止プログラムの導入、それからスクールカウンセラー派遣事業経費は、日数の増加等の拡充。それから、多文化共生センター設置検討経費については、速やかな実施を期待するというご意見をいただきました。

続きまして、幼稚園費については体制整備を望む。それから図書館管理運営については、託児サービス導入の検討を求めるという内容でございました。

続きまして、無所属、お1人目の方からは、学力についてはいい結果を出すよう努力してほしいという要望でございます。

続きまして、3ページをごらんください。もう1人の無所属の方からは、2行目でございます。中学生派遣については、選抜においては明確な基準のもと、公平性を担保されたい。学校給食費については、準要保護で支給されていても支払わない保護者がいる中で、学校側が適切な措置を講じていない事例が見受けられるためしっかりと学校側を指導してほしい。

それから、体育施設については、抽選利用者の枠を確保することを求める。2020年に行われる東京オリンピックのキャンプ地にエントリーするなど、オリンピック・パラリンピックを本区でも盛り上げるように努めてほしいと、こういった意見をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、報告事項等1を終了いたします。

続きまして報告事項等2「平成28年度葛飾区立小・中学校の教育管理職の異動について」、説明をお願いいたします。

指導室長。

**○指導室長** それでは、「平成28年度葛飾区立小・中学校の教育管理職の異動について」、ご説明させていただきます。平成28年4月1日付の教育管理職の異動でございます。まず、小学校についてですけれども、校長が16名異動となります。区内からの昇任が5名、区外からの昇任が3名、区内異動が8名となっております。

次に、小学校副校長でございます。14名が異動となります。区内からの昇任が5名、区外からの昇任が1名、区内異動者が5名、区外からの転入が3名となっております。

参考といたしまして、転出者のご報告でございますけれども、校長が2名転出し、副校長が1名転出、1名昇任いたします。

続きまして、中学校でございます。裏面をごらんください。校長の異動は4名でございます。区内昇任が1名、区内異動が2名、区外からの転入が1名となっております。

次に副校長でございます。副校長の異動も4名でございます。区内昇任が1名、区外からの昇任が1名、区内異動者が1名、区外からの転入が1名となっております。

転出者につきましては、校長が1名、副校長が2名転出し、統括指導主事1名が校長へ昇任いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

それでは、報告事項等2を終了いたします。

続きまして、「水元総合スポーツセンター体育館オープニングイベント」の結果報告について、説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長、お願いします。

**○生涯スポーツ課長** 報告事項等3、「水元総合スポーツセンター体育館オープニングイベント」結果報告につきまして、ご説明させていただきます。

「1 実施状況」でございます。オープニングイベントにつきましては、天候にも恵まれ、アリーナを初め、温水プール、武道場等の各会場にイベントを楽しむ方々が多く集まり、トラampoline体験や温水プール無料開放では、スポーツの楽しさを味わっていただきました。

また、屋外のフードコート、葛飾元気野菜の即売会等も多くのにぎわいがございました。

次に、「実施日時」「会場」「天候」につきましては、記載のとおりでございます。

「5 参加人数」でございます。延べではございますが、約1万1,250人で、内訳につきましては、各会場ごとに記載のとおりでございます。なお、救護・迷子等につきましてはございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。何かご質問等ございますでしょうか。

延べ人数が1万1,250人ということで、やはりスポーツへの関心の高さがうかがえるものだと思います。

それでは、報告事項等3を終了いたしまして、続きまして、報告事項等4「第2回かつしかふれあいRUNフェスタ2016」結果報告について、説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 報告事項等4「第2回かつしかふれあいRUNフェスタ2016」結果報告につきましてご説明させていただきます。

「1 目的」でございますが、子どもから高齢者までの区民の誰もが参加できるスポーツの機会を提供し、スポーツ実施率向上、健康増進に取り組むきっかけづくりと多世代交流や地域交流、区民や関係団体等との協働を進め、スポーツによる元気なまちづくりに結びつけていくものでございます。

次に、「日時」「天候」でございますが、平成28年3月13日日曜日、午前9時から午後2時まで実施いたしまして、天候は曇りで、気温は10.5度、湿度53%、北北西の風0.4メートルでマラソン日和となりました。

「4 会場」につきましては、記載のとおりでございます。

次に、「5 出走者数及び完走者数」につきましては、5,144人の方々が出走し、5,112人の方が完走いたしました。

各種目の内訳につきましては、2枚目に別紙をおつけしてございます。

「6 その他」でございますが、救急搬送につきましては、ふれあい健康RUN10キロの出走者が脱水症状で松江病院に搬送されましたが、点滴処置により回復し、同日帰宅をしてございます。また、迷子につきましては2件ございましたが、いずれも保護者のもとに無事引き渡しされております。

また、昨年第1回で混乱・苦情の多くありました手荷物預かりにつきましては改善を行い、スムーズに選手への案内ができ、選手からは荷物預かりに関しまして高い評価をいただいております。さらに、メイン会場の選手の導線の見直しにより、スタート時に選手がスムーズに流れるように改善が図られ、トイレの増設、設置場所の見直しによりトイレの前に行列ができることは今回はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、第2回のRUNフェスタにつきまして、何か委員のほうからご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

竹高委員。

○竹高委員 ご説明ありがとうございます。知っている方がたくさん出場していて、親子で出た方もいらっしゃってました。とても気持ちよく走れるRUNフェスタだったというお話を伺っております。

昨年度の手荷物預かりの件は、今回、改善されていきました。トイレも使わせていただいたのですけれども、全く並ぶこともありませんでした。昨年を考えると、すごくスムーズにできていたなと感じます。

ただ、1点、走り終わった方などが食事をなさったりしていましたが、温かい食べ物が少なかったこと、座る席が少なかったことが気になりました。あれだけの人数が集まっているので、もう少しふやすことができたらいいのではないかと感じた次第です。家族連れで落ちついて座る場所などがあると、走りに来る方も応援する方も半日をゆっくり楽しむことができるのではないかなと感じました。

以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今、委員のお話にありましたように、食べる場所等のスペースに関しては、第3回に向けて改善をしていきたいと考えてございます。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 意見ではないのですが、特に2回目を迎えて、先ほどの手荷物云々ということでも、やはりボランティアに徹していただいた、体協の皆様方の支えというのは改めて感謝申し上げないといけないと思います。

以上です。

○委員長 それでは、報告事項等4を終了させていただきます。

続きまして、報告事項等5、「平成26年度葛飾区体育施設指定管理者の外部評価結果について」、説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 報告事項等5「平成26年度葛飾区体育施設指定管理者の外部評価結果について」につきまして、ご説明をさせていただきます。

「1 実施理由」でございます。本区の体育施設の指定管理者業務につきましては、外部評価を実施することによりまして、業務改善につなげ、サービス向上を図る目的で実施しているものでございます。

外部評価につきましては、例年ですと6月に実施しておりましたが、平成27年度につきましては、外部評価を行います公益財団法人日本体育施設協会が、評価をより指定管理者業務の実態に即した質問項目や確認資料の見直しを計画しておりましたが、その見直しが大幅におくれたため、今年3月に外部評価を受けることとなったものでございます。

「2 葛飾区体育施設指定管理者」は、記載のとおり住友不動産エスフォルタ、東洋管財共同事業体で、「3 外部評価実施団体」につきましては、公益財団法人日本体育施設協会でございます。

今回の外部評価につきましては、結果認定が平成28年3月14日月曜日にされ、評価点につきましては、満点155点中122点で、評価得点率は最高点の75%から80%の区分に属し、格付

ではAランクに該当いたします。しかし、平成26年度に公正取引委員会から消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第3条第1号後段の買ったたきの規定に違反する行為が認められたため、同法第6条第1項の規定に基づき勧告を受けているため、格付評価項目でございます当該指定期間中及び指定期間開始前過去2年において官公署から業務改善命令、是正勧告、取引停止、指名停止、資格停止、業務停止等の罰則措置を受けたに該当しておりますので、BBランクの格付となったものでございます。

次に、平成27年度、今年度の指定管理者業務に係る外部評価実施時期につきましては、これまでどおりの6月の実施に戻りますので、記載のとおり平成28年6月を予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○委員長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますか。よろしいですか。

杉浦委員。

**○杉浦委員** 今、ご説明ございましたので納得せざるを得なかったのですが、外部評価は、例年6月に行われていたということですが、実施団体の理由により大幅におくれたということは、非常に残念だと思います。

格付等の問題はございましたが、前回の委員会でもご説明があり、今回の水元の体育館の管理者になったわけでもございますので、納得はできてございます。6月に外部評価実施できなかったことに対しましては意見だけ申し述べさせていただきます。

**○委員長** ありがとうございます。

塚本委員。

**○塚本委員** 今の杉浦委員と同じように私も二つの施設が、格付がBBになったというのわかりました。水元の総合スポーツセンターに関しましても、同様の指定管理者ですので、こういった事例を現場でよく踏まえて、指定管理をお願いし、緊張感を持った対応を今後ともお願いしたいと思います。

以上です。

**○委員長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

基本的には点数としては格付でAに該当するということなので、よろしいのではないかと思います。

それでは、報告事項等5を終了いたします。続きまして、報告事項等6「葛飾区立図書館の利用に関するアンケート結果について（平成27年度報告書）」について、よろしくお願いたします。

中央図書館長。



○中央図書館長 報告事項等6「葛飾区立図書館の利用に関するアンケート結果について（平成27年度報告書）」でございます。表紙と目次と2枚おめくりください。「アンケートの概要」でございます。「1 アンケートの目的」、葛飾区立図書館の基本的な考え方「取組方針」に掲げた目標の着実な推進に向け、アンケートを実施することで取組状況や成果を明らかにするものということでございます。

「2 実施場所」、「3 実施期間」、「4 実施方法」、「5 アンケート対象者」につきましては記載のとおりでございます。

「6 アンケートの回収状況」でございますが、合計で2,620件ございました。特にインターネットは963件ということで、多くの意見をいただきました。

続きまして、6枚おめくりいただきまして7ページをごらんください。

問2といたしまして、図書館のサービスについてお伺いしました。1番「本の充実度」から17番の「来館できない方への情報提供サービス」、18番として「電子書籍の提供」につきましてお伺いしました。

1枚おめくりいただきまして、8ページをごらんください。結果をグラフにしたものでございます。中間をごらんいただきますと、ブルーが「満足5」、ピンクが「やや満足4」ということで、特にこの辺がよかったものが、上から6番目でございますけれども、「貸出・返却の際の待ち時間」、この辺は評価をいただきました。続きましてその下、「図書館内の案内表示や利用案内」、これもいい評価をいただきました。

続きましては、その下の「図書館の開館時間」、またその下の、「図書館は身近にあって利用しやすいか」、こういったところもいい点。また、下から4番目でございますけれども、「職員の態度、言葉づかい、手際」というところもよい評価をいただきました。

逆に評価がよくなかったところでございますけれども、上から2番目、3番目、「雑誌・新聞の充実度」、また「視聴覚資料の充実度・状態」というところでございます。また、下から6番目では、「持ち込みパソコン、利用者インターネットパソコンの利用環境」があまりよろしくないという意見がございました。

続きまして、2枚おめくりいただきまして10ページをごらんください。「図書館利用者アンケート自由意見集計表」でございます。すぐ下に全体の数字がございまして、ご意見いただいた方が1,134人おりました。その中で各項目ごとに整理したものが、ごらんのとおりでございます。「1 資料について」から「7 システム」といったところでございます。

主な内容についてご報告させていただきます。1枚おめくりいただきまして11ページをごらんください。「資料について」でございますけれども、上から6番目、人気のある書籍などは予約してから1年以上かかるもの、もう少し早く読めるようになるとよい。また、その下では、利用者の要望が多くとも、ベストセラーや話題になった本などを同タイトルで複数購入などが

よいとは思わない。逆の意見もございます。そういったところもございました。

1枚おめくりいただきまして、12ページ、「サービスについて」をごらんください。すぐ下、平日の開館時間を23時まで延長してほしい。日曜日の開館時間を平日と同じ時間にしてほしい。またその下でございますが、無休だともっと利用しやすい。

続きまして、1枚おめくりいただきまして13ページをごらんください。「施設について」でございます。下から8番目でございますが、亀有、青砥、高砂駅にブックポストを設置してほしい、こういった意見もございました。

続きまして、もう1枚おめくりいただきまして、14ページをごらんください。一番下のほうに「システム」に関するものでございます。すぐ下に、自分が借りた本の履歴が残ると読書記録になってよいのですがということで、そういった読書記録に関する要望をいただきました。

続きまして、表紙に戻っていただければと思うのですけれども、最後にこのアンケート結果の公表でございますけれども、準備ができ次第、図書館ホームページで公開をしていきたいと思っております。なお、自由意見欄につきまして、多数意見があるというところも入れて、追記し、公表してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○委員長** ありがとうございます。

図書館のただいまの説明につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

杉浦委員、お願いします。

**○杉浦委員** 今回のアンケート結果についてですが、ここまで詳細に意見や要望が記載されていて、よく掲載していただいたと思います。

中央図書館を初め、立石図書館、地区図書館等、葛飾区の図書館運営につきましては、他区に先駆けていろいろな面で進んでいるという評価も大分いただいていると思います。

その中で、13ページのご意見の中に、中央図書館は足音が響く、何とかならないかと記載があります。ハイヒール等の靴の音がするということは何人かの方からご意見ございますので、これは改善をできるのではないかと思いますがいかがでしょうか

同じ13ページの下のほうに、閲覧室の臭気、においが気になるときがあると記載があります。こちらも、対応できるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

また15ページ。リサイクル図書は、区民の方から提供していただいたものですが、一部の人が持ち帰ってしまって、すぐ、無くなってしまうというのですね。いろいろなご意見を酌んで、リサイクルの本が多くの方たちに利用できるようなシステムにさせていただけたらありがたいと思います。その辺はよろしく願いいたします。

今回、事細かく多岐にわたってわかりやすくアンケートをとりまとめていただいたということに、事務局の方々に感謝したいと思います。そして、区民の貴重なご意見を参考に、図書館

サービスの充実が区民にとりまして、一層の読書環境の向上と情報取得支援のためになるようによろしくお願いいたします。

○委員長 中央図書館長、お願いします。

○中央図書館長 励ましの言葉、ありがとうございました。

中央図書館のヒールで音が響いてしまうということなのではございますけれども、理由がございまして、天井が高いので、空調、冷房・暖房もそうなのですが、床から出しています。そのため、空洞が入っているため、スタッフ、職員等はゴムの靴で音が出ないようにしておりますが、大規模な改修をしない限りは、ちょっと対応が難しいという状況がございまして。また、においにつきましては、においのある方はこもるような場所には行ってほしくないのですが、扇風機等で解消したり、またいろいろな意味でご本人に「申しわけないのですが、ちょっとにおいのほうが」というような話しながら場所を移ってもらうとか、場合によっては「お風呂に入ってきていただけますか」というようなお願いはしております。リサイクルにつきましては、おっしゃるとおり、いろいろ活用してほしいということで置いていただくお客様はいらっしゃるのですが、本当にまとめて持っていってしまう方がいます。できる限り多くの方に利用いただくために部数についてはご協力いただけるようなコメントは出しているのですが、今後、またいろいろと工夫しながら対応してまいりたいと考えてございます。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 1点だけ。ベストセラーや新刊物は、一日も早く読みたいと思われる気持ちはよくわかります。冊数を多く置いてくださいというご意見もあります。ただ、先日テレビでも報道しておりましたが、新刊本は現在の作家さんの収入源にも影響がありますから、その辺は少し、配慮も必要かと思えます。個人的な意見として言わせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

竹高委員。

○竹高委員 このアンケートを行う意味というのは、やはり区民に対してのサービスをこれから先もっと向上させるということであると思えます。ここにあるご意見をもとにして、できること・できないことを含めまして、できないことはできないでいいと思えます。それこそベストセラーの本を多く入れるか入れないかについても、冊数を多くするのではなく、予約の優先順位をどうするか工夫するほうが大切なのではないかと思えます。本当に読みたい方は半年待っても、1年待っても読めますし、どうしても我慢できない方はお買いになって読む方もいらっしゃると思います。人それぞれの本に対しての距離感があると思うので、図書館は、その部分というのは一定のラインでそれ以上ということにはしないでいいと思えます。工夫ができる所をプラスの方向に考えていただきたいと思えます。

やはり中央図書館の職員の方の対応が評価されていたことは、とてもすばらしいことで、

それは皆さんのご努力によってなされていることだと思います。さまざまなケアをしてくださる方々がいらっしゃるのので、安心して子どもを連れていけるというご意見などもお聞きいたします。その姿勢は崩さないでこれから先も続けていただきたいと感じております。

**○委員長** ありがとうございます。まさにおっしゃったとおり全てに応える必要はないので、まして自分が借りた本の履歴が残るというのは、それは自分で記録すればいいだけの話のような気がします。これだけ図書館の事情が充実していますと、あとは区民の活用の仕方というか、子どもたち含めて、高齢者も含めて全部区民の活用はどうしていただけるかということなので、当然、学力にもそういうのは反映されると思いますので、これからもよろしく願いいたします。

日高委員、お願いします。

**○日高委員** すばらしい報告書だと思います。ありがとうございます。

もう少しアンケートの数をふやしたいですね。そうすると分析がもっと確実になりますし、やはりこれからの地域の文化程度というのは、こういう図書館に通う人材がふえてくると、45万の人口でいて、これだけ活用されているということですから、もっと充実していけばさらに伸びるのではないかと思います。

それから、やはり蔵書をふやすというのは大事なことだと思います。今回、小菅の図書館ができましたけれども、すばらしいですね。展示の仕方にも非常に工夫をされています。各地区の図書館でもそれぞれ工夫し、充実していけば、さらに文化程度は高まっていくのではないかと、期待ができると思います。

それから、もう一点。「学生が使えるような図書館」を意識できないでしょうか。広い施設・建物を与えろということではないのです。学生が探究的に学べるような、そういうスペースを確保できると、新たな風土ができてくるのではないのでしょうか。中央図書館はすばらしいですから、そのあたりで開発いただくと大変いいのかというふうに思っています。そういう中で、図書館の充実を図っていけば、区民の意識はもっと変わっていくだろうと思います。そうすると、アンケートにお答えいただく数も、もう少し多く確保できるのではないかと、こんなふうに感じます。よろしくをお願いします。

**○委員長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では報告事項等6は終了させていただきます。

以上、報告事項等6件につきまして終了いたしました。

ここで、各委員からご意見等ございましたら、お願いいたします。

日高委員。

**○日高委員** 久しぶりに幼・小・中の卒業式に行かせていただきました。葛飾はすごく充実していますね。子どもたちの性格がいいですよ。水元幼稚園の子どもたちは、すぐ小学生になれ

ますね。姿勢がいいです。それから、年少の子どもたちも立派でした。褒めたたえました。いただいたご挨拶もありましたけれども、とても感動し、立派だなと思いました。

小学校ですが、私は綾南小学校に行きました。自分が以前、20数年前にいたところですよ。校長が変わるとこんなに変わるのかなと思いました。会場のつくりかたも変わりました。それから「仰げば尊し」を歌うのです。感動しました。

式歌というものにはすごく意味があるのです。そういうことのできた子どもたちの姿も立派ですけれども、やはり学校の姿勢ですね。

それから、新宿中学校。節度ある姿勢が素晴らしいと思いました。あの長い時間、一人一人の卒業証書授与の姿、あるいは受け取って対応する姿、そしてあの歌声、答辞・送辞、まさに学校というのは素晴らしいなと思い感動してまいりました。

自分の地域の学校を見直すという幸せな3日間でありました。うれしいことは大いに広めていこうと思っていますので、いろいろなところで話したいと思います。

ありがとうございました。

**○委員長** ありがとうございます。

それでは、続きまして「その他」の事項に入ります。

庶務課長、よろしくをお願いします。

**○庶務課長** それでは、まず、本日は「その他」3件でございます。まず1の資料配付は2件でございます。(1)4月行事予定表でございます。A4が1枚です。申しわけございません。4月24日のところに、子どもまつりの記載が漏れておりますので、後ほど訂正したものをお配りさせていただきます。

続きまして、(2)平成28年度葛飾区青少年健全育成基本方針、こちら12ページの基本方針をお配りさせていただいてございます。

続きまして、2の出席依頼は1件でございます。5月14日2時から行われます、科学教育センター科学教室開室式につきましては、塚本委員にご出席をお願いいたします。

続きまして、3、次回以降の教育委員会予定ですが、記載のとおりでございます。後ほどごらんおきください。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。

それでは、本日3月31日をもって、竹高委員が任期満了を迎えられます。ここで一言ご挨拶をお願いいたします。

**○竹高委員** 4年間にわたって、皆さんに支えていただきまして、任期を満了することができます。本当にありがとうございました。

本当にあっという間の4年間でした。思いもかけずこのような大役を任命していただきまし

て、私にとっては人生の中で素晴らしい体験をさせていただいたと思っております。事務局の方は私の発言に冷や冷やされる場面が多々あったとは思いますが、その中でいろいろと教えていただき、支えていただきました。これから先も葛飾区の子どもたちのために、何らかの形でサポートさせていただけたらと思っております。

これから先も皆様には、葛飾の子どもたちのためにご尽力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

**○委員長** お疲れさまでした。

それでは、これもちまして平成 28 年教育委員会第 3 回臨時会を閉会といたします。

閉会時刻 12 時 05 分